令和３年度福島県立高等学校入学者
前　期　選　抜　募　集　要　項

福島県立福島工業高等学校

〒960-8003 福島市森合字小松原１番地

飯坂線電車：美術館図書館前下車
バ　　ス：工業高校前下車

電話(024)557-1395㈹
ＦＡＸ(024)556-0405

URL：https://fukushima-th.fcs.ed.jp/

１　通　学　区　域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、本校は県下一円とする。

２　募　集　定　員

課　　程	学　　科	前期選抜募集定員	特色選抜募集定員	修 業 年 限
全　日　制 （昼　間）	機　械　科	80 名	80 名の 30%程度	３　年
	電　気　科	40 名	40 名の 30%程度	
	情報電子科	40 名	40 名の 30%程度	
	建　築　科	40 名	40 名の 30%程度	
	環境化学科	40 名	40 名の 30%程度	

３　出　願　資　格

入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、**「４　志願してほしい生徒」**を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

(1)　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和３年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

(2)　中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

①　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

②　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③　文部科学大臣の指定した者

④　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤　高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

４　志願してほしい生徒

本校では、校訓「誠実・勤労・健康」のもと、心豊かなエンジニアの育成を目指している。

特色選抜及び一般選抜において本校に入学を希望する生徒には、学科の要件を満たし、入学後は工業技術・知識の習得や資格の取得等に意欲的に取り組むことを望むとともに、次のような生徒を求めている。

(1)　各小学科共通（特色選抜）

学習成績が優良であり、中学校での部活動やクラブチーム等で優れた資質を有し、入学後も学習活動とともに、その活動を三年間継続し、全国大会や各種コンクール等での活躍を目指す生徒

※　中学校で行っていなかった部活動でも志願することができる。志願できる部活動については、「(3)　志願できる部活動」を参照のこと。

(2)　各小学科の志願してほしい生徒

小 学 科	志願してほしい生徒
機 械 科	○ 理数系科目が得意で、工作機械の操作や機械の構造、ロボットなどに興味・関心をもっている者 ○ 機械の専門分野に熱心に取り組み、ものづくりを行ってみたいと思っている者 ○ 将来、機械関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
電 気 科	○ 理数系科目が得意で、電気の基礎的な理論に興味・関心をもっている者 ○ 発電や送電、電気の利用などに取り組む意欲がある者 ○ 将来、電気関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
情報電子科	○ 理数系科目が得意で、エレクトロニクスやコンピュータ等の分野に興味・関心をもっている者 ○ ものづくりが好きで、電子機器の仕組みやプログラミングを学ぶ意欲がある者 ○ 将来、情報や電子関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
建 築 科	○ ものづくりが好きで、建築に興味・関心をもっている者 ○ 建物の設計・施工を行ってみたいと思っている者 ○ 将来、建築関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
環境化学科	○ 理数系科目が得意で、資源や環境問題などに関心をもっている者 ○ 衣食住に関する素材から製品まで、化学的なものづくりに取り組む意欲がある者 ○ 将来、化学関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者

(3)　志願できる部活動

男子のみ志願可	バドミントン、ハンドボール、バスケットボール、サッカー、卓球 バレーボール、野球
男女とも志願可	剣道、柔道、ソフトテニス、陸上競技（棒高跳を除く）、ウエイトリフティング 吹奏楽

５　出　願　方　法

(1)　中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
(2)　上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

６　併願の取扱い

(1)　志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
(2)　特色選抜の出願は、本校における１学科とし、第二志望は認めない。
(3)　一般選抜の出願において、本校の全日制の課程と定時制の課程との併願は認めない。
　ただし、全日制の課程を志願する者については、本校全日制の課程に属する他の学科間に限り第二志望までの併願を認める。

７　出　願　期　間

令和３年２月４日(木)から２月９日(火)までとする。
受付時間は、午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
県外等から郵送により出願する場合は、**速達・書留**とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和３年２月９日(火)正午までに**必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

８　出願に必要な書類

(1)　中学校卒業者及び卒業見込の者
①　**入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
②　**令和３年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和３年２月16日(火)から２月17日(水)までとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。
③　**特色選抜志願理由書**（本校指定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
④　**受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
⑤　**入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
(2)　上記（1）以外の者
①　**入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
②　**特色選抜志願理由書**（本校指定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
③　**健康診断書**（令和３年１月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「3　出願資格」の「(2)　中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
④　**履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
⑤　**受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
⑥　**入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
(3)　中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**前期選抜志願者名簿**を添付する。
(4)　入学願書には、入学検定料として、2,200円の**「福島県収入証紙」**を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

９　自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
提出及び受領は次の方法により行う。
(1)　志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用

封筒（定形）を同封する。
(2)　自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
(3)　提出期間は、令和３年２月 16 日(火)から２月 17 日(水)までとする。
郵送の場合には、２月 17 日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前９時から午後４時までとする。

10　県外等からの出願

県外からの志願者は、上記８に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。
(1)　他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
(2)　保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、福島県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11　願　書　受　付

(1)　出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
(2)　入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、受付を取り消すことがある。

12　出 願 先 変 更

志願者は、令和３年２月 10 日(水)から２月 15 日(月)までの期間内で、１回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
(1)　本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
(2)　他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
①　前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
②　本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
③　新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
(3)　出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4)　出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
　ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
(5)　すでに交付を受けた受験票は返還する。

13　出願の取消し

(1)　中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
(2)　上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
(3)　前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
　ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14　選抜方法・選抜資料

(1)　特色選抜
　特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査（実技試験）の結果を併せて資料として本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

課程・科	全日制課程（各科共通）
学力検査	５教科とする。 満点を、250 点とする。
特色選抜 志願理由書	本校の各学科への志願の動機・理由、部活動の目標や取り組みたいこと・自己ＰＲ等について本人が記入する。 また、中学校時代の活動状況についても主な実績を記入する。
調査書	「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが内容は精査する。
特色面接	個人面接を実施する。面接の内容には、志願理由の内容を含む。 ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者で特色選抜の特色面接を実施する者は一般選抜の集団面接は実施しない。 面接については、点数化し、30 点満点とする。
特色検査 （実技試験）	実技試験を実施する。 それぞれの種目・分野等に必要とされる基本的な能力をはかる。 実技については、100 点満点とする。
選抜資料 の満点	全体の満点は、515 点とする。

(2)　一般選抜
　調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般面接の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
　なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

課程・科	全日制課程（各科共通）
学力検査	５教科とする。 満点を、250 点とする。
調 査 書	「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが内容は精査する。
一般面接	集団面接を実施する。ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者で特色選抜の特色面接を実施する者は一般選抜の集団面接は実施しない。 面接については段階評価する。
学力検査と調 査 書 の成績の比重	同等とする。

15　学力検査・特色面接・特色検査・一般面接の日時及び会場

(1)　学力検査（前期選抜）

①　日　　時　　令和３年３月３日(水)　午前 9 時～午後 3 時 10 分
②　受付時間　　午前 7 時 50 分～午前 8 時 20 分
③　受付場所　　本校第１体育館
④　会　　場　　本校各教室
⑤　教　　科　　国語・社会・数学・理科・外国語（英語）
　　なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2)　日　　程

7:50　8:20 9:00　　9:50 10:10 11:00 11:20　12:10　　13:10　　14:00 14:20　15:10 15:30～

受付	諸連絡等	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	休	一般面接
		(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	

(3)　**一般面接（一般選抜のみに出願した者）**

①　日　　時　　令和３年３月３日(水)　午後 3 時 30 分～午後 5 時
②　会　　場　　本校各教室

(4)　**特色面接及び特色検査（実技試験）**
（特色選抜のみに出願した者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した者）
特色面接

①　日　　時　　令和３年３月４日(木)　午前 9 時～午後 3 時
②　受付時間　　午前 8 時 15 分～午前 8 時 30 分
③　受付場所　　本校第１体育館
④　会　　場　　本校各教室

特色検査（実技試験）

①　日　　時　　令和３年３月４日(木)　午前 9 時～午後 3 時
②　受付時間　　午前 8 時 15 分～午前 8 時 30 分
③　受付場所　　本校第１体育館
④　会　　場　　本校各会場

⑤　検査内容

運動部	全部活動	部活動別の基本的な運動能力を問う実技試験
文化部	吹 奏 楽	吹奏楽の基本的な表現力を問う実技試験

持 参 物

運動部・文化部共通	受験票、筆記用具、上履き
運動部	トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）、 防寒着（ウインドブレーカー等）、各部指定準備物
文化部	指定準備物

※　上記に加え、各部指定準備物は次の通りとする。

部活動名	各部指定準備物
バドミントン	ラケット
ハンドボール	（共通持参物のみ）
バスケットボール	（共通持参物のみ）
剣道	竹刀、剣道防具一式
サッカー	サッカーをプレーできる服装 （フットサルシューズ、シンガード、ストッキング等）
柔道	柔道衣一式
卓球	ラケット、シューズ
バレーボール	サポーター等
ソフトテニス	ラケット
野球	グローブ
陸上競技	（共通持参物のみ）
ウエイトリフティング	（共通持参物のみ）
吹奏楽	受験で使用する楽器 マリンバで受験する者は、マレットのみ持参する。 ※　「18　その他　(1)」に具体的内容を示した。

集合時間及び日程の詳細については、後日通知する。

○　中学校卒業者及び卒業見込の者については、郵便またはＦＡＸにて在学（出身）中学校長を通して連絡する。

○　上記以外の者については、個別に郵便にて連絡する。

16　追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、３月５日(金)午後４時までに本校校長に提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

追検査等の受験資格を認めた者に対して、本校校長は追検査等受験許可証を交付する。

(1)　日　　時　　令和３年３月 10 日(水)　午前９時～午後５時
(2)　受付時間　　午前７時 50 分～午前８時 20 分
(3)　受付場所　　保健室西連絡通路
(4)　会　　場　　本校各教室
(5)　日　　程

7:50　8:20　9:00　9:50　10:05　10:55　11:10　12:00　　12:50　　13:40　13:55　14:45　15:05～

受付	諸連絡等	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接	実技
		(50 分)	(15 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	(50 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)		(20 分)	

※　特色選抜のみの志願者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、特色面接を実施する。特色面接終了後、特色検査（実技試験）を実施する。
※　一般選抜のみの志願者は一般面接を実施する。なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17　合 格 者 発 表

(1)　令和３年３月 15 日(月)正午以降に本校で発表する。
(2)　合格者に対して、受験票と引き換えに、合格通知書を交付する。
(3)　提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18　そ の 他

(1)　「特色検査（実技試験)」の吹奏楽の検査内容は次の通りとする。
①　下記の楽器より任意の一つを選び受験すること。

フルート、オーボエ、クラリネット、バスクラリネット、アルトサックス、テナーサックス、バリトンサックス、ホルン、トランペット、トロンボーン、ユーフォニアム、テューバ、マリンバ

②　B dur、Es dur、F dur、C dur の音階のうち、当日指定されたものを演奏する。
③　その他の内容については、当日提示する。

(2)　新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応は、新型コロナウイルスに関する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新情報や知見に基づいて、適切な時期に通知する。

(3)　この要項に記載されていない事項は令和３年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。